

保険料の「免除制度」、「猶予制度」をご利用ください。

国民年金の保険料は、月額13,860円（平成18年度）です。保険料は毎月納付していただくことが必要ですが、所得の減少や失業などの経済的な理由で保険料の納付が困難な時には、本人の申請により前年の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が免除または猶予されます。

平成18年7月から免除制度が変わります。

平成18年6月まで

- 全額免除
- 半額免除

平成18年7月から

- 全額免除
- 4分の3免除
- 半額免除
- 4分の1免除

表Ⅰ 承認を受けて納付すべき額

| | 保険料額(月額) |
|-------|----------|
| 全額免除 | 0円 |
| 3/4免除 | 3,470円 |
| 半額免除 | 6,930円 |
| 1/4免除 | 10,400円 |

全額免除（一部免除）制度

申請して承認されると、保険料の納付が全額または一部(3/4、半額、1/4)免除されます。

ただし、一部免除の期間については、表Ⅰの保険料額を納付しなければ未納期間と同じ扱いです。

なお、免除となる期間は7月から翌年6月までの1年間で、所得の審査対象者は、申請者本人、申請者の配偶者、世帯主です。

若年者納付猶予制度

学生を除く20代の方で、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下であれば、世帯主の所得に関わらず、申請すると保険料の納付が猶予されます。

承認される期間は、全額（一部）免除と同じく7月から翌年6月までです。

学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年の所得が一定額以下であれば、申請すると保険料の納付が猶予されます。

承認される期間は、4月から翌年3月までです。

平成18年度の所得基準
118万円＋扶養親族等の数×38万円＋
社会保険料控除等

免除となる所得（収入）のめやす

| 世帯構成 | 全額免除 若年者納付猶予 | 4分の3免除 | 半額免除 | 4分の1免除 |
|------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 4人世帯(夫婦・子2人) ※子はいずれも16歳未満 | 162万円 (257万円) | 230万円 (354万円) | 282万円 (420万円) | 335万円 (486万円) |
| 2人世帯(夫婦のみ) | 92万円 (157万円) | 142万円 (229万円) | 195万円 (304万円) | 247万円 (376万円) |
| 単身世帯 | 57万円 (122万円) | 93万円 (158万円) | 141万円 (227万円) | 189万円 (296万円) |

()は収入

●保険料の追納について

国民年金保険料の「免除」、「若年者納付猶予」「学生納付特例」の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受給する老齢基礎年金の金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。これを追納（ついのう）といいます。

追納する場合は、お住まいを管轄する社会保険事務所へご連絡いただければ納付書を送付しますので、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

ただし、承認を受けた年度から2年度を経過して追納する場合は、表Ⅱのように当時の保険料に加算金がつきますのでご注意ください。

表Ⅱ 平成18年度中に追納する場合の追納額(月額)

| | 全額免除 | 半額免除 |
|---------|---------|--------|
| 平成 8年度分 | 16,480円 | — |
| 平成 9年度分 | 16,260円 | — |
| 平成10年度分 | 16,010円 | — |
| 平成11年度分 | 15,400円 | — |
| 平成12年度分 | 14,800円 | — |
| 平成13年度分 | 14,230円 | — |
| 平成14年度分 | 13,690円 | 6,840円 |
| 平成15年度分 | 13,490円 | 6,740円 |
| 平成16年度分 | 13,300円 | 6,650円 |
| 平成17年度分 | 13,580円 | 6,790円 |

保険料の免除（猶予）と未納の比較

| | 全額免除 | 3/4免除 ※1 | 半額免除 ※1 | 1/4免除 ※1 | 若年者 納付猶予 | 学生納付 特例 | 未納 |
|----------------------------|---|-------------|------------|-------------|---------------|--------------|--------------------|
| 免除(猶予)となる期間 | 7月から翌年6月 | | | | | 4月から 翌年3月 | — |
| 老齢(障害、遺族)基礎年金の 受給資格期間※2 | 納めた期間と同様に受給資格期間に含まれます | | | | | | 受給資格期間には 含まれません |
| 老齢基礎年金の受給額※3 | 免除期間は1/3が | 免除期間は1/2が | 免除期間は2/3が | 免除期間は5/6が | 受給額として計算されません | | |
| | 受給額として計算されます | | | | | | |
| さかのぼって納められる期間 | 10年以内に納付(追納)もできません※3 (2年度を過ぎて納付すると当時の保険料に加算金がつきます) | | | | | | 納付期限から 2年以内 |

※1 免除となった額の残りの保険料を納めなければ、未納の場合と同じ扱いとなります。

※2 障害（遺族）基礎年金の場合、申請手続きが遅れると受給資格期間に含まれない場合があります。

※3 10年以内に追納された場合の受給額は、納付した場合と同様に計算されます。

●継続申請について

申請は原則として毎年度必要ですが、保険料全額免除または若年者納付猶予（一部納付を除く）が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請をおこなうことをあらかじめ希望（申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けてください）された場合は、翌年度以降は、あらかじめ申請をおこなわなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査をおこないます。

●手続きについて

「全額（一部）免除」、「若年者納付猶予」、「学生納付特例」の申請は、住民票のある市区町村役場の国民年金担当窓口でおこなってください。

【手続きにお持ちいただくもの】

- ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付案内書など）
- ・印かん
- ・雇用保険受給資格者証または離職票の写（失業による理由で申請する場合）
- ・学生証または在学証明書の写（学生納付特例を申請する場合）



福岡県年金マスコット
「ピッコロくん」